

【マレーシア】主婦社会保障法の制定

海外立法情報課 日野 智豪

* 2022年9月23日、主婦社会保障法が制定された。同法は、主婦の健康、福祉等の向上を目的に、社会保障機構を管轄機関として、社会保障制度を確立するものである。

1 背景・経緯

マレーシアの社会保障制度には、公務部門を対象とした年金制度、民間部門を対象とした強制貯蓄制度である被用者退職準備基金（Employees' Provident Fund: EPF）、人的資源省（Ministry of Human Resources）が所掌する社会保障機構（Social Security Organization: SOCSO）¹による労働災害補償制度、低所得者層を対象とした生活保護プログラムがある²。これまで主婦（マレー語で「suri rumah」）、家事手伝い、自営業者等は、EPFへ任意加入できるのみであった³。

2022年7月19日、約300万人の主婦の健康、福祉等の向上を目指し、SOCSOを管轄機関とする主婦の社会保障制度を確立するための法案が、マレーシア議会下院に提出され、同月25日に可決され、同年8月9日、上院でも可決された。同年9月23日、主婦社会保障法⁴として制定され、同年10月3日に公布され、同年12月1日に施行された。

2 主婦社会保障法の概要

(1) 章構成

主婦社会保障法は、第1章：序文（第1条～第3条）、第2章：主婦社会保障制度の運用（第4条～第7条）、第3章：委員会（第8条～第12条）、第4章：実施、登録及び保険料（第13条～第19条）、第5章：給付（第20条～第45条）、第6章：決定、審査及び申立て（第46条～第51条）、第7章：財務規定（第52条～第64条）、第8章：主婦社会保障審判所（第65条～第74条）、第9章：執行及び調査（第75条～第77条）、第10章：犯罪及び罰則（第78条～第83条）、第11章：一般規定（第84～第97条）の全11章97か条附則8編から成る。

(2) 主婦の定義及び適用範囲（第2条・第3条・第1附則）

主婦とは、既婚、未婚であることを問わず、常時か否かにかかわらず、世帯を管理する女性を指す。これには、法律に基づいて婚姻届を提出した妻、離婚者、寡婦、シングルマザーを含む母親が含まれる（第3条）。

この法律は、第14条に基づいて登録されたマレーシア国民又は永住権取得者である主婦に

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2023年3月10日である。

¹ 1969年被用者社会保障法（Employees' Social Security Act 1969 (Act 4). <https://www.perkeso.gov.my/images/imej/akta_dan_peraturan/Act%204-As%20at%201_Feb_2019.pdf>）及び1971年の被用者社会保障規則を管理、執行するために設立された労災認定機関。1985年7月1日、SOCSOは法定機関となった。SOCSO website <<https://www.perkeso.gov.my/en/about-us/corporate-information/profile.html>>

² 菅谷広宣「第3章 マレーシアの社会保障」『ASEAN諸国の社会保障』日本評論社、2013、pp.97-125。

³ 自営業者に対する社会保障制度の導入については、合地幸子「【マレーシア】自営タクシー運転手に対する社会保障強制加入」『外国の立法』No.272-2、2017.8、pp.24-25。<https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_10404465_po_02720211.pdf?contentNo=1>を参照。

⁴ Housewives' Social Security Act 2022 (Act 838). <https://lom.agc.gov.my/ilims/upload/portal/akta/outputaktap/1744513_BI/WJW22_1107%20BI%20Teks.pdf>

適用される⁵（第2条）。55歳以上の主婦、54歳までにこの法律に基づく保険料を支払っていない主婦には適用されない（第1附則）。

(3) 主婦社会保障制度の運用（第2章）

主婦社会保障制度は SOCSO によって運営される（第4条）。

(4) 実施、登録及び保険料（第4章）

主婦、その夫、又はその他の者は、当該主婦の社会保障制度を管理する SOCSO を通じて、主婦を登録することができる（第14条）。SOCSO に登録された主婦の保険料は、夫が当該主婦に係る保険料の納付を選択した場合には夫が納付するものとする。また、夫が当該主婦に係る保険料の納付を選択しない場合又は当該主婦に夫がいない場合、当該主婦が保険料を納付することができる。保険料の納付は、12か月分として120マレーシア・リンギット（以下「リンギ」）⁶（第3附則において規定）を前払しなければならない。保険料の納付を怠った夫は、1万リンギ以下の罰金若しくは2年以下の拘禁刑又はそれらの併科に処される。主婦が55歳に達した時又は死亡した時、保険料の納付は終了する（第15条）。

(5) 給付（第5章）

被保険者である主婦は、次のような給付を受けることができる。

- ① **医療給付**：主婦が世帯内での負傷により、治療及び通院を必要とする場合、医療給付を受けることができる（第23条）。
- ② **後遺障害給付**：主婦が疾病及び負傷により後遺症を負った場合、後遺症の程度に応じて、3万リンギ以下（第2附則）の給付を受けることができる（第25条）。
- ③ **常時介助手当**：主婦が他者の介助を必要とする重度の障害者である場合、毎月250リンギ（第7附則）を受け取ることができる（第30条）。
- ④ **遺族年金**：保険期間内に主婦が疾病又は世帯内での負傷により死亡した場合、(a)夫が再婚するまで、又は死亡するまでのいずれか早い時期まで、及び(b)当該主婦の子供が結婚するまで又は21歳になるまでのいずれか早い時期まで、遺族年金が支給される（第36条）。
- ⑤ **葬祭給付**：主婦が55歳未満で死亡した場合、(a)夫、(b)存命している最年長の息子又は養子（男性）、(c)存命している最年長の娘又は養子（女性）、(d)父母（2人とも存命の場合、折半）のいずれかに、2千リンギが1回のみ（第6附則）支給される（第29条）。
- ⑥ **疾病手当**：保険期間内に疾病に罹患したと認定された主婦が、条件を満たした場合、第4附則に従い、疾病手当を受けることができる（第31条）。

給付請求については、世帯内で負傷した日から12か月以内に又は疾病に罹患した日から24か月以内に、請求の根拠となる証拠を添付して、SOCSO に提出しなければならない。また、給付請求の対象となる負傷等は、マレーシア国内で発生したものでなければならない（第20条）。

(6) 犯罪及び罰則（第10章）

保険料の納付又は給付請求に関連した詐欺又は偽造を行い、又は共謀した者は、2年以下の拘禁刑若しくは1万リンギ以下の罰金、又はそれらの併科に処される（第79条）。

⁵ 主婦社会保障法は、主婦のみを対象とし、主婦の役割を担う夫は対象外とされるが、人的資源省のアワング・ハシム（Datuk Awang Hashim。「Datuk」はマレーシア国王から授与される称号。）副官（当時）は、下院での法案第2読会の際、世帯を守る夫の保護も含めた法改正の可能性を示唆している。Martin Carvalho et al., “Housewives Social Security Bill passed via voice vote in Dewan Rakyat,” *The Star*, 2022.7.25. <<https://www.thestar.com.my/news/nation/2022/07/25/housewives-social-security-bill-passed-via-voice-vote-in-dewan-rakyat>>

⁶ 1マレーシア・リンギットは約30.0円（令和5年3月分報告省令レート）。